平成２１年（フ）第１８１０号
愛知県春日井市美濃町２丁目214番地
破産者　春日井ベテリナリー有限会社
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９９号
京都市伏見区下鳥羽西柳長町152番地
破産者　有限会社京都地質
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１８０１号
神戸市中央区磯辺通１丁目１番18号カサベラ国際プラザビル11階
破産者　六甲眞珠貿易株式会社
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１号
神戸市中央区八幡通３丁目１番15号
破産者　インクリース株式会社
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台４丁目236番地２Ｆ－１
破産者　株式会社ホワイトビルド
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１８３号
兵庫県姫路市広畑区東新町２丁目46番地
破産者　有限会社ソフィア
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７２号
兵庫県朝来市和田山町加都486番地の１
破産者　小山土建工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２０年（フ）第８２９号
高知県香南市香我美町岸本328番地199
破産者　三港建設有限会社
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第４６１号
群馬県伊勢崎市除ケ町351番地５
破産者　有限会社橋本製作所
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第８９号
東京都八王子市片倉町1553番地30、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市椚田町248番地２
破産者　前田　秀夫
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９０号
東京都八王子市片倉町1553番地30、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市椚田町248番地２
破産者　前田　明美
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３９４号
東京都国分寺市戸倉４丁目13番地30
破産者　木村　一斗
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３２号
三重県伊勢市八日市場町15番27号
破産者　有限会社ロアールベーカリー
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３３号
三重県伊勢市浦口３丁目７番16号、破産手続開始決定時の住所三重県伊勢市八日市場町15番27号
破産者　南　　綮舩
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２０年（フ）第８３号
京都府京丹後市久美浜町海士394番地
破産者　有限会社澤田工事
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第６１号
京都府京丹後市大宮町周枳563番地の２
破産者　有限会社三丹土木
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１４６号
群馬県前橋市河原浜町字白欠23番地１
破産者　有限会社ダイエー商事
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成１９年（フ）第１０７５号
栃木県宇都宮市大曽２丁目２番12号　宇都宮ロイヤルハイツ407号、前住所栃木県宇都宮市大曽２丁目９番42号
破産者　佐藤　幸一
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成１８年（フ）第６３号
山形県鶴岡市日出１丁目14番25号
破産者　株式会社第一企業
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第９８号
千葉県船橋市前原西４丁目37番３―504号
破産者　高西　裕一
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１９０号
最後の住所奈良県大和高田市中今里町９番17号
破産者　被相続人亡松村光彦相続財産
1　決定年月日　平成21年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係